

「平成30年7月広島県豪雨災害義援金」募集要綱

1 趣旨

平成30年7月5日からの豪雨災害によって被害を受けられた広島県内で被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成30年7月広島県豪雨災害義援金

3 募集期間

平成30年7月12日（木）から平成30年12月28日（金）まで

4 受付方法

(1) 口座振込み

金融機関	口座番号	口座名義
広島銀行 大手町支店	普通 3458725	につぼんせきじゅうじしゃひろしまけんしぶちょう 日本赤十字社広島県支部長 ゆざき ひでひこ 湯崎 英彦
もみじ銀行 鷹野橋支店	普通 3046600	
広島県信用農業協同組合連合会 本所	普通 0006355	
広島信用金庫 鷹野橋千田支店	普通 0473613	

※広島銀行、もみじ銀行は、窓口における同一金融機関の本支店間の振込手数料は免除

※広島県信用農業協同組合連合会（JAバンク）は、窓口における全国のJAバンク間（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）の振込手数料は免除

※インターネット、ATMは所定の手数料が発生する。

※窓口にて「平成30年7月広島県豪雨災害義援金」である旨を申し出てもらおう。

(2) 現金持参

持参先	住所	受付時間
日本赤十字社広島県支部	広島市中区千田町 2-5-64	平日のみ 午前8:30～午後5:00

5 税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

6 受領証の発行

金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や振込時の利用明細書を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。